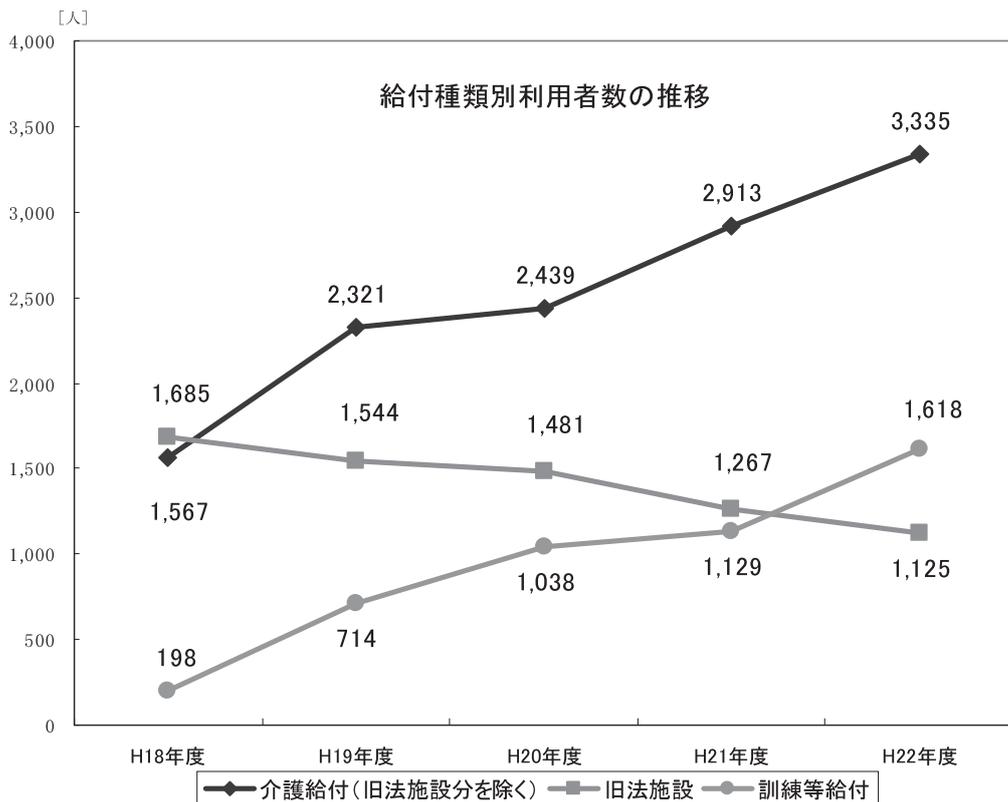
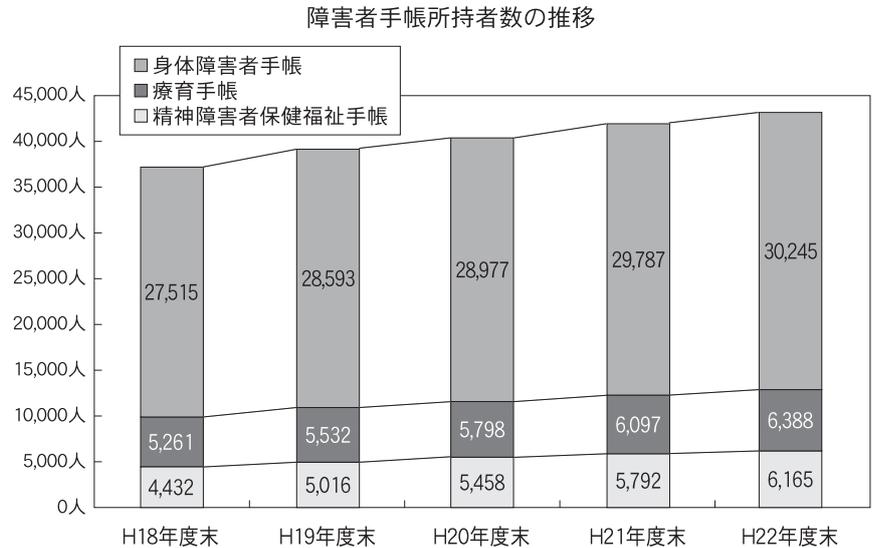


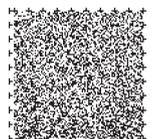
II 現状・計画の進捗等

1 障害者を取り巻く現状及び課題

障害者手帳所持者数は増加し、障害福祉サービス利用者数も年々伸びています。これに伴い、障害のある方の施策に係る事業費も増加しており、今後も同様の傾向が見込まれます。

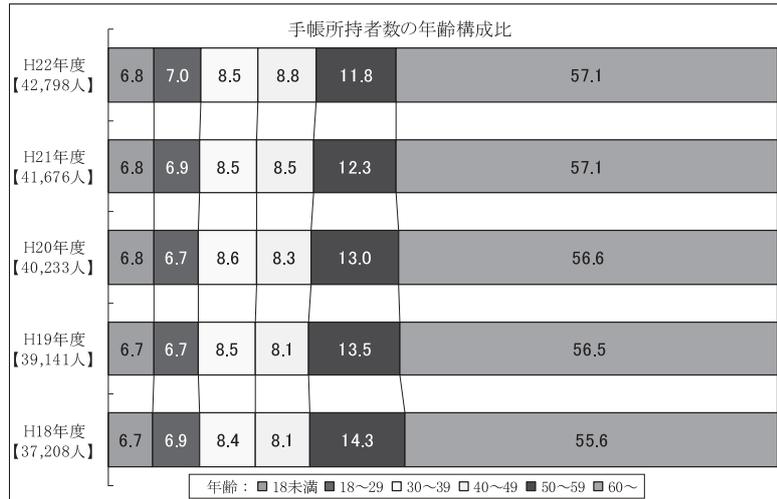


障害者手帳を所持していないものの支援の必要がある方の実態把握は困難な面もありますが、障害のある方の範囲の拡大とあわせた施策の推進が求められています。



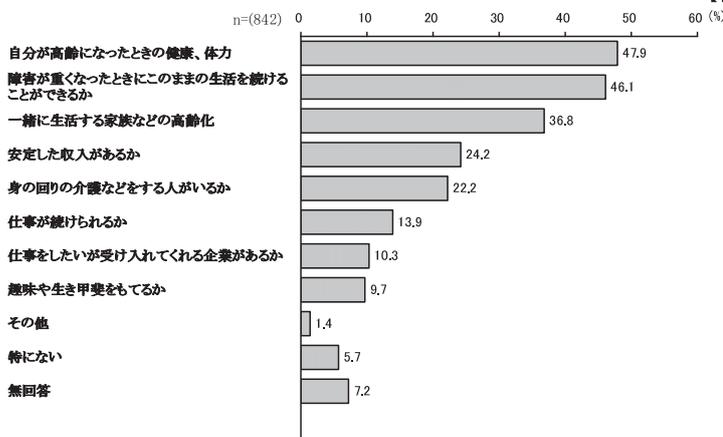
少子高齢化が進む今日、障害のある方とその家族の高齢化が進んでいます。

平成 22 年度に実施した「障害者等保健福祉基礎調査」においては、今後の不安について、将来や家族・親の高齢化、親が亡くなった後の生活に関するものが多くなっています。障害のある方が身近な地域で安心して生活していくためには、高齢化に対応しながら、ライフ・ステージに応じたきめ細かな支援を通し、将来の不安を取り除いていくことが重要となっています。

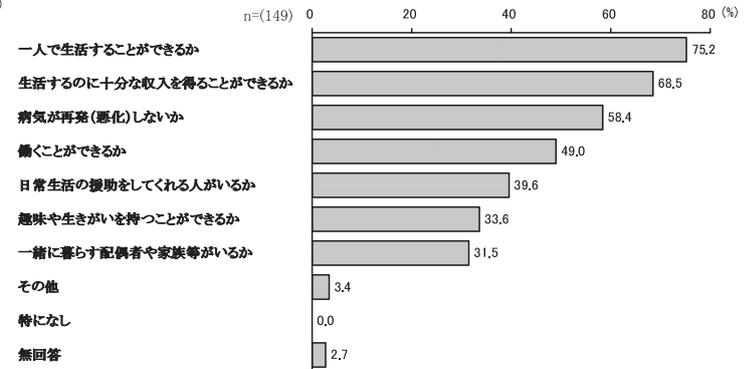


仙台市障害企画課調べ

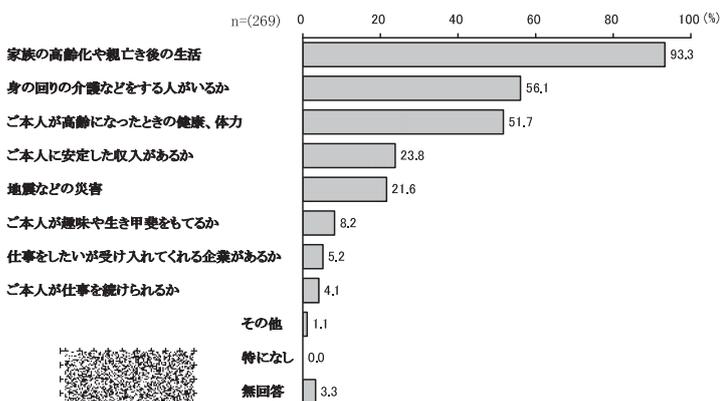
【身体障害者本人】 n=対象者数



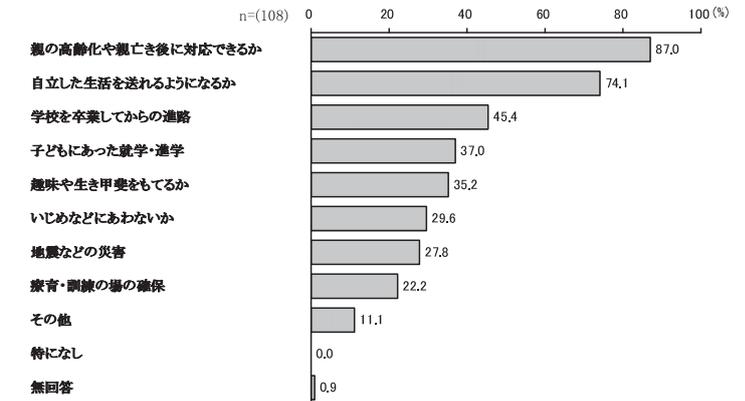
【精神障害者家族】



【知的障害者家族】

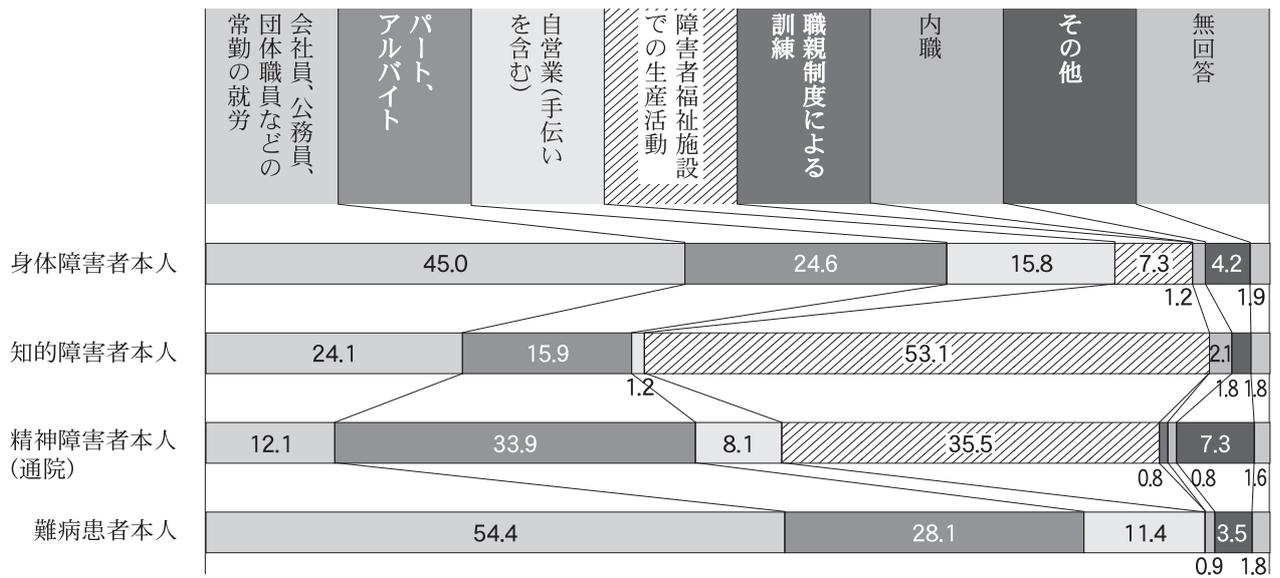


【発達障害児(者) 家族】



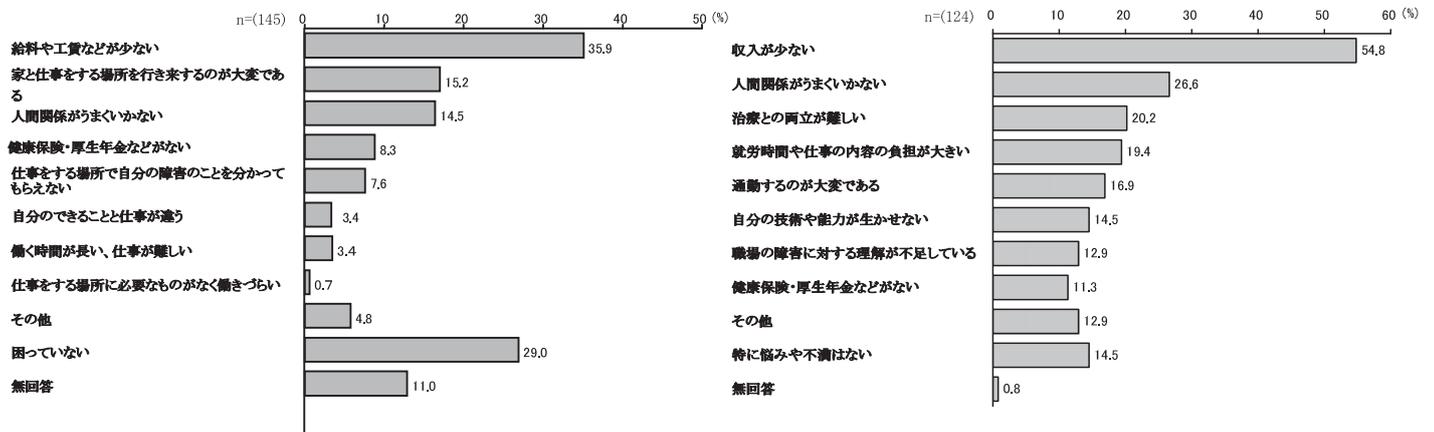
障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より

障害のある方の就労状況としては、身体障害のある方や難病患者については、会社員等の常勤の就労が多いものの、知的障害のある方及び精神障害のある方は福祉施設での生産活動である、いわゆる福祉的就労が多く、また、収入に対する不満も多くなっており、自立した生活に向け、障害の特性・状態等に応じた就労支援が求められています。

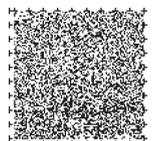


【知的障害者本人】

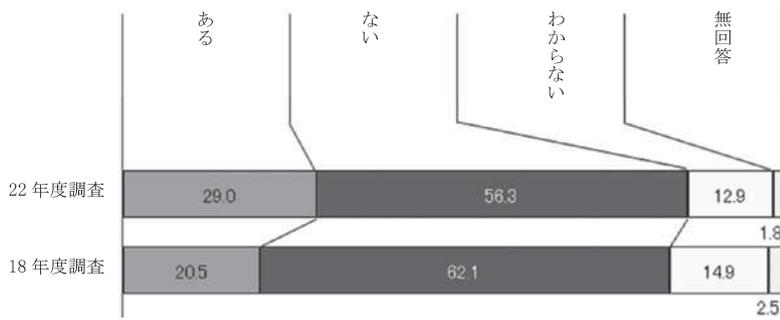
【精神障害者本人(通院)】



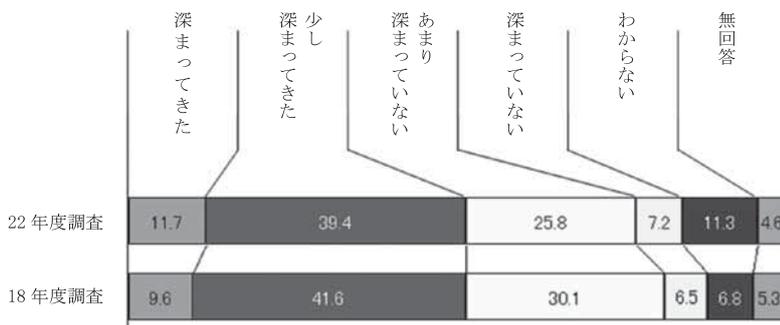
障害者等保健福祉基礎調査(平成 22 年度実施)より



障害を理由とした差別、無視やいやがらせなどを見たことの有無 (%)



障害のある方への理解 (%)



障害者等保健福祉基礎調査より

障害のある方に対する差別や理解の状況について、平成18年度と平成22年度の障害者等保健福祉基礎調査の比較では、障害を理由とした差別等を見たことがあるという回答は増え、障害のある方への理解が深まったとする回答に大きな変化はみられないことから、障害を理由とする差別等の解消と、社会を構成する一員としての権利擁護とその推進が一層必要となっています。

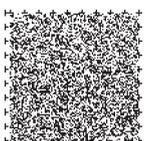
このような現状のほか、障害者制度改革による法改正や新法の制定など、障害のある方を取り巻く状況は大きく変化しようとしています。本市財政が年々厳しさを増す中、これらの変化に伴うニーズの増加、多様化に対応していくためには、事業を継続的に検証し、必要に応じた見直しを行うなどしながら、緊急性や重要性に応じた施策の展開が求められています。

また、震災からの復興を進める中、被災者の心のケア等の支援を行いながら、震災を教訓とし、災害があっても安全に安心して暮らすことができる生活環境の実現に向け、安否確認や避難、避難所のあり方など、防災対策等を講じていく必要があります。

2 障害者保健福祉計画及び第2期障害福祉計画の進捗等について

(1) 障害者保健福祉計画（18年度～23年度）の概況

- ①精神障害者退院促進事業、②精神科救急システム、③地域リハビリテーション推進事業、④発達障害者支援体制整備事業、⑤障害者相談支援事業、



⑥就労支援システム整備事業の6事業を重点事業として位置づけました。

計画期間においては、精神障害のある方の病院から地域生活への移行を促進するため、宿泊型訓練などを行うとともに、移転新築される仙台市立病院への精神科救急基幹施設の設置に関し検討を進めました。在宅の障害のある方が身近な地域で適切なりハビリテーションを受けられる体制整備の一つとして、若林障害者福祉センターを整備し、また、発達障害のある方の相談や支援の体制の強化を図るため、南部発達相談支援センターを整備しました。仙台市障害者自立支援協議会からの相談支援体制の再編強化の方向性を受け、相談支援の各主体の協働による障害のある方への支援の仕組みづくりを進めるとともに、地域における障害者職業能力開発促進事業、知的障害者チャレンジオフィス事業などを展開し、障害のある方の就労支援の取り組みを進めました。

(2) 第2期障害福祉計画（21～23年度。以下「第2期計画」という。）の概況

第2期計画においては、①施設入所者の地域生活への移行者数、②施設入所者数、③入院中の精神障害者の地域生活への移行者数、④福祉施設から一般就労への移行者数の4項目について数値目標を、各種障害福祉サービス、地域生活支援事業については、その見込量を掲げ、目標達成や必要なサービス量の確保に向け取り組んできました。

両計画とも、障害者自立支援法施行による施設、事業体系の再編をはじめとした大きな変革の中、障害のある方が安心して地域生活ができるよう、制度の構築や支援体制の整備、サービスの確保などの課題を克服しながら、施策の推進に努めてきました。

国において障害者制度改革が進められる中、障害者自立支援法に代わるいわゆる「障害者総合支援法」が国会に提出され、今後の審議によっては大きな制度改正も予想されるようですが、制度改正に対応しながら、障害のある方の地域生活を支えるため、そのニーズを的確にとらえ、必要なサービス、支援を提供していくことが求められています。

